

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地

氏 名 三重中央開発株式会社
代表取締役 平井 俊文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城南保健所長 細川 暢子



許可の年月日 令和 6 年 7 月 11 日

許可の有効年月日 令和 8 年 5 月 14 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①燃え殻
- ②汚泥
- ③廃油
- ④廃酸
- ⑤廃アルカリ
- ⑥廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物であるものに限る。）
- ⑦動植物性残さ
- ⑧動物系固形不要物
- ⑨金属くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものに限る。）
- ⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものに限る。）
- ⑪鉱さい
- ⑫ばいじん

以上12種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

(積替え又は保管を含む)

- ①廃プラスチック類
- ②紙くず
- ③木くず
- ④繊維くず
- ⑤ゴムくず
- ⑥金属くず
- ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑧がれき類

以上8種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、
その他の用途による使用は無効とする。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	京都府木津川市加茂町大畑背谷 38番地 1 ほか 94 筆	
面積	112,701.89㎡	
産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類 ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 （これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものに限る。）	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 （これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）
積替えのための保管上限	27.22㎡	22.53㎡
積み上げることができる高さ	1.7m	3.0m

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
 平成 9 年 5 月 15 日：当初許可
 平成 9 年 12 月 3 日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：廃酸、廃アルカリ、鉍さい）
 平成 14 年 5 月 15 日：更新許可
 平成 18 年 3 月 15 日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：繊維くず）
 平成 19 年 6 月 14 日：更新許可
 平成 23 年 7 月 28 日：優良基準適合
 平成 23 年 12 月 12 日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：ばいじん）
 平成 24 年 3 月 29 日：変更許可（事業の範囲の変更：積替え又は保管を含むものに①⑦⑧を追加）
 平成 26 年 5 月 15 日：更新許可
 平成 30 年 3 月 5 日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：動物系固形不要物）
 令和元年 5 月 15 日：更新許可（優良基準適合）
 令和 6 年 7 月 11 日：変更許可（事業の範囲の変更：積替え又は保管を含むものに②③④⑤⑥を追加）

5. 積替え許可の有無 有・~~無~~

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有・~~無~~

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、
その他の用途による使用は無効とする。

（日本産業規格 A 列 4 番）